

【長野地区】県営住宅の随時募集を行います

令和3年5月
長野県住宅供給公社

◎募集団地

団地名 (所在地) 特定目的	構造 規模 (間取)	募集 戸数	備 考
こまざわあらまち 駒沢新町 (長野市上駒沢) 子育て世帯向け	中耐 1LDKY	1	・昭和41年度建設 令和2年度リノベーション ・1階(4階建) ・専用面積37.69㎡ ・家賃14,200円～
こまざわあらまちだい2 駒沢新町第2 (長野市徳間) 子育て世帯向け	中耐 1LDKY	1	・昭和44年度建設 令和2年度リノベーション ・2階(4階建) ・専用面積37.69㎡ ・家賃14,700円～
こいちみなみ 小市南 (長野市安茂里小市三丁目) 子育て世帯向け	中耐 2LDKY	1	・昭和54年度建設 令和2年度リノベーション ・2階(5階建) ・専用面積57.73㎡ ・家賃22,500円～
しのの だい4 篠ノ井第4 (長野市篠ノ井御幣川) 車イス生活者向け	中耐 2LDKY	1	・平成元年度建設 ・1階(4階建) ・専用面積57.76㎡ ・家賃22,100円～ ・駐車場1台 (1,400円/月)

◎受付日時

令和3年4月12日(月)から

平日(月～金)★ 午前 8:30～午後 5:15

★土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休業です。

先着順受付(入居者が決まり次第、締め切ります)

◎受付場所

長野県住宅供給公社 3階 住宅管理部(長野市大字南長野南県町 1003-1)

【お問合せ先】県営住宅課 TEL 026-227-2322

◎入居申込み資格

次の(1)～(5)を全て満たしていること。

- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- (2) 世帯の所得月額が15万8千円（裁量世帯は21万4千円）以下であること。
- (3) 現に住宅に困窮していること（例：持家がない、現に公営住宅の入居者でない…等）。
- (4) 暴力団員でないこと。
- (5) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯（15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過しても小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に就学している者その他知事が認める者を含む）

◎申込みに必要な書類

- 県営住宅入居申込書
 - 住民票（世帯全員分）
 - ・世帯主、続柄、本籍地、筆頭者は省略せず記載してあるものをお願いします（外国籍の方につきましては、世帯主、続柄、国籍、在留資格、在留期間および在留期間の満了の日の記載のあるものを提出してください。
 - 所得証明書（「課税内容証明」「所得・課税・控除照明」等）
 - ・15歳以上（中学生は除く）の入居予定者全員分が必要になります。
 - ・市町村（＝本年1月1日現在の住所地）の税務課等で、「令和2年度」の証明書の交付を受けてください。平成31年1月1日から12月31日までの所得額等が記載されています。
- ※ 次の項目に該当する場合は、それぞれその事実を証明する書類が必要です。

生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 保護決定通知の写しまたは福祉事務所長の証明書
心身障がい者	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し
母子または父子世帯	<input type="checkbox"/> 母子証明書（もしくは父子証明書）または戸籍謄本
配偶者等からの暴力被害者	<input type="checkbox"/> 福祉事務所長等の確認書
犯罪等被害者	<input type="checkbox"/> 犯罪被害等に関する申告書
結婚予定者	<input type="checkbox"/> 婚約証明書（3か月以内に婚姻する予定であることを双方の親または仲人等が証明した書面）
前年の1月以降に退職し、 現在就職されていない方	<input type="checkbox"/> 前の事業主が発行する退職証明書、またはハローワークが発行する雇用保険受給資格者証
前年の1月以降に転職 または就職した方	<input type="checkbox"/> 給与証明書（現在の事業主による証明が必要です）

※ このほかの書類等を追加でご提出いただく場合もありますので、ご了承ください。

◎入居決定から入居までの手続き

申込書類等の審査の結果、「入居予定者」となられた方には、電話等にてご入居の意向を確認後、入居手続の説明資料をお送りします。(1)誓約書等の提出(連帯保証人*と連署)および(2)敷金の納入を指定期日までに行っていただきます。

(1) **県営住宅入居誓約書**…連帯保証人*と連署のうえ、提出してください。

※連帯保証人の要件

独立した生計を営み、入居者と同等以上の収入を有し、次のいずれかに該当する方

- ①長野県内に居住する三親等内の親族* 1名
- ②三親等内の親族* 1名 + 県内に居住する知人等◆ 1名
- ③県内に居住する知人等 2名

★三親等内の親族…父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、おじ・おば、おい・めい等

◆知人等…三親等内の親族以外の者

→「いここ」は四親等なので、県住の連帯保証人に関しては「知人等」となります。

【連帯保証人の役割】

連帯保証人は、入居者と連帯して債務(家賃支払い等)を負う立場にあります。滞納家賃の支払い等の請求を県(公社)から受けた場合に、「まず入居者本人に請求してください」とか「入居者の財産に強制執行をかけてください」といった主張ができません。

連帯保証人が2人いる場合でも、それぞれが入居者の債務全部について連帯責任を負うこととなりますので、「半分払いますが、残りはもう1人の連帯保証人に請求してください」との主張は認められません。

途中で事故(滞納家賃の発生等)が起きた場合に、連帯保証人の交代を希望しても、滞納が解消され、かつ、入居者本人から連帯保証人変更の届出がなされない限りはその責任を免れることはできません。また、連帯保証人の任期は、入居者が退去するまで(退去後も未納家賃等がある場合は、その債務を負います)、または連帯保証人を他の方に変更するまでです。入居開始時のみではありませんから、ご承知おきください。

【長野県社会福祉協議会の入居保証について】

新たに県営住宅への入居を望まれるものの連帯保証人を確保できない方につきましては、長野県内の社会福祉協議会の共同事業である「長野県あんしん創造ねっと」の入居保証事業の活用による入居が可能となっております。

※ このほか、入居手続きに必要な書類についてはお送りする資料をご覧ください。

(2) **敷金**…家賃3か月分を指定の納期までに納付していただきます。納付書は誓約書等に同封してお送りする予定ですので、最寄りの金融機関にて納入してください。

敷金は退去時に全額お返ししますが、未納家賃等がある場合や入居者負担分の修繕費用への充当を希望される場合は、それらを差し引いた残額をお返しします。

◎ **注意事項** –ご入居にあたり、事前にご承知おき願います–

① **家具・家電等は、付いていません。**

部屋の照明器具、台所のガスコンロ、エアコン等は、必要に応じ、入居者の方が自らご用意いただきますよう、お願いします。

② **電気、ガス、水道等の申込みは、入居者の方が直接行ってください。**

申込先は、入居説明の際にご案内いたします。退去時の解約も各自でお願いします。

③ **自治会に加入しましょう。**

県営住宅は、多くの方が居住されている共同生活の場です。地区の自治会（区、隣組等）では定期的に清掃や草刈りなどの環境整備をはじめ、各種の活動を行っています。お互いに住みやすい環境をつくりだせるよう、自治会等の活動に協力しましょう。



④ **ペットの飼育は禁止です。**

県営住宅では、犬、猫等のペット類の飼育を禁止しております。

飼い主には気にならない鳴き声、臭い、抜毛（羽）なども、他の入居者の方には大変な迷惑となります。また、キズや汚れ、臭いにより住宅が破損した場合は、原状回復（行為者負担）に莫大な費用がかかります。

野良犬や野良猫等への餌付けや、他人からの一時預かり等も禁止です。

県営住宅へ入居する際には、ペットは団地内に絶対に持ち込まないようお願いします。



⑤ **駐車場について**

◇駐車場の利用を希望する場合は、駐車場管理組合の駐車場管理者に申請してください。なお、篠ノ井第4団地をご希望の場合は、長野県住宅供給公社住宅管理部県営住宅課までお申し出ください。

⑥ **県営住宅の家賃について**

家賃は毎年度実施する収入調査に基づき翌年度分を決定しますので、収入の増減により家賃額が増減する場合があります。また、公営住宅制度の改正等により家賃額が変動する場合があります。

⑦ **家賃のほかに、共益費等のご負担が必要な団地があります。**